

説明書

委託業務名	「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」における多言語ガイド育成に係る研修事務局運営業務		
履行期間	契約締結の日から令和9年3月16日（火）まで		
契約上限額（税込）	4,400 千円	説明会	実施しない
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和8年8月4日（火）午後5時まで		
参加資格確認 申請書提出期限	令和8年8月6日（木）午後5時まで		
提案書提出期限	令和8年8月21日（金）午後5時まで		
プレゼンテーション	実施しない（書面審査のみ）		
最優秀提案者の決定	令和8年8月下旬予定		

1 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛に電子メールで提出すること。
なお、電子メールのタイトルを「【質問書提出】研修事務局運営（社名）」として送付すること。
- (2) 令和8年8月5日（水）までに県ホームページに質問内容及び回答を掲載する。

2 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部
 - イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ
 - ウ 誓約書（様式第3号） 1部
 - エ 会社概要（パンフレットで可） 1部
 - オ 実績書（様式第4号） 1部
- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、上記1(1)のメールアドレス宛にタイトルを「【参加資格確認】研修事務局運営（社名）」として資料一式のPDFデータを送付すること。
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

3 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類
 - ア 提案書（様式第5号） 正本1部 副本5部
 - イ 提案資料（任意様式） 正本1部 副本5部
 - ウ 見積書 正本1部 副本5部

- (2) 提案資料はA 4 縦長又は横長左綴じ（ホチキス留め。図表等についてはA3版の折込も可）で10枚以内とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
- (3) 提出書類の取扱い
- ア 提出後の提出書類の変更、差し替え等は認めない。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提出書類の受理後、県が必要であると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがある。
 - エ 提出書類は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
 - オ 提出書類は、当該提案者に無断で二次的に利用することはない。
- (4) 提案書類の提出は、持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、上記1 (1)のメールアドレス宛にタイトルを「【提案書】研修事務局運営（社名）」として提出資料一式のデータ（PDF）を送付すること。
- 注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (5) 提出書類の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

5 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

6 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) この公告に掲げる手続は、文化庁補助事業「令和8年度本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）」に係る交付決定を前提として実施するものであり、当該業務における交付決定がなされない場合は中止します。また、交付決定により一部内容に変更があった場合は、当該業務の一部を変更、又は中止する場合があります。

7 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

8 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 仕様書
- (3) 各種様式
 - ・ (様式第 1 号) 質問書
 - ・ (様式第 2—1 号) 【単独事業者】参加資格確認申請書
 - ・ (様式第 2—2 号) 【共同事業体】参加資格確認申請書
 - ・ (様式第 2—3 号) 【共同事業体】共同事業体協定書
 - ・ (様式第 3 号) 誓約書
 - ・ (様式第 4 号) 実績書
 - ・ (様式第 5 号) 提案書
- (4) 評価基準
- (5) 契約書 (案)
- (6) 世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト概要

10 問い合わせ

担当課	佐賀県地域交流部文化・観光局観光課 グローバル文化観光推進担当
住所	〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話	0952-25-7386
FAX	0952-25-7304
MAIL	kankou@pref.saga.lg.jp